

【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：4月25日～5月11日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例) 博物館、文化芸術施設、児童厚生施設、図書館※、万博記念公園

※利用者負担による郵送の貸出サービス等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ 貸館・貸会議室等については、社会生活の維持に必要なもの、イベントの無観客開催、オンライン開催については、利用可。

【府が管理する道路・公園等における注意喚起等について】

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。（実施期間：4月25日～5月11日）

※ 「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼